

預金保険法第80条に基づく報告書(補遺)

平成14年6月14日

小川信用組合

金融整理管財人 今井孝至

金融整理管財人 田島二三夫

I はじめに

小川信用組合は、平成13年12月7日預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し「当組合の財産をもって、債務を完済することができない」旨の申出を行い、同日金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命じる処分」を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づき当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について調査し、平成14年5月13日には報告書を提出いたしました。

本報告書は、金融整理管財人が、預金保険法第83条に基づき行った小川信用組合の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

II 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

第1 はじめに

金融整理管財人は、小川信用組合の旧経営陣、すなわち理事もしくは監事又はこれらの地位にあった者に対する責任追及を行うことが重要な職務の一つとされていることから(預金保険法第83条)、就任後、金融整理管財人2名と補佐人1名等で構成する内部調査事務局を設置し、必要に応じて預金保険機構等関係機関との協議、情報交換を通じて法的責任追及の慎重な調査・検討を行って参りましたので、今日までの状況について報告します。

第2 刑事責任追及について

業務上横領罪または背任罪を中心に該当する事由の有無について、会計帳簿を

精査し、関係者から事情を聴取するなどして慎重に調査・検討を行ってきましたが、旧経営陣による組合資金の私的な流用や、親族企業等に対する情実融資、貸出先からの利益供与に対する見返融資などの犯罪に該当する事案は、現在までに発見するには至っておりません。

第3 民事責任追及について

1 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

当組合は、平成13年9月末を基準日とする自己査定の結果、414百万円の債務超過に陥っていることが判明し、自主再建を断念して破綻の申出をするに至りましたが、組合破綻の主な要因になったと思われる融資案件、有価証券による資金の運用、職員による不祥事件を中心に、旧経営陣に対する民事責任の追及の可否について調査・検討いたしましたので以下にご報告いたします。

(1) 融資案件

融資案件については、大口融資先(融資額10百万円以上)のうち、組合破綻の要因となった実質破綻先および破綻先を中心に、過去10年間に10百万円以上を直接償却した融資先、異例な扱いの融資先を調査の対象としました。調査の方法ですが、平成3年以降の融資案件について、理事会議事録、融資関係の稟議書や付属書類等により融資審査の実態を精査し、融資の経緯、担保の徴求状況、融資後の回収手続等を中心に調査を行い、損害賠償責任に結びつくような個別・具体的な法令違反や任務懈怠の有無について関係者から事情を聴取するなどして総合的に判断しました。

(2) 有価証券投資

また、当組合では、余裕資金を有価証券で運用し損失を発生させています。

ので、この点についても調査を行いました。調査の方法は、損失を発生させた有価証券を保有した動機、投資判断の適否等を稟議書や目論見書に基づき検討し、旧経営陣の民事責任の有無を調査いたしました。

(3) 職員の不祥事案件

当組合の経営破綻の要因の一つとして、過去に職員による不祥事件により多額の損失をだしたことがあります。この点についても監督官庁に提出した不祥事件に関する報告書や理事会議事録、その他の文書を精査し、さらに職員から聞き取りを行って、不祥事件の内容、発生原因、事後処理の内容とその適否を検討し、旧経営陣の職員に対する監督義務違反の有無と、事後処理における善管注意義務違反の有無を調査・検討致しました。

2 調査結果とその検討

(1) 融資案件について

1) 稟議、審査

当組合では、従前融資に関する方針決定や審査権限等が明確にされておりませんでした。これらの反省のもと融資審査等を強化するために平成6年6月に貸出規定を策定し、専決限度額等も明確にされました。しかしながら、合議制は導入したものの審査会上程案件は1億円以上ですので該当する案件もなく、せっかくの規定化も実効があったとは思われませんでした。規定制定後も従前のままの審査が行われていたと考えられます。

また、平成7年まで本店の融資には稟議書が使われず、融資申込書に決裁印を捺すことで決裁が行われていました。そのため、資金の用途は、運転資金、事業資金などと融資申込書に書かれているだけで、具体的な内容は不明です。事業計画書や決算書などの徴求も励行されず、資金の用途や返済の原資などについて、実質的な審査がどこまで行われていたの大きい疑問があります。

2) 特定業種への融資の傾斜と大口化

当組合は、昭和60年以降バブル経済に乗じて貸出を急激に増加させました。また、貸出先が遠方の宇都宮市や大田原市周辺の企業に拡大したため、貸出先の業態や企業実体を正確に把握することが疎かになり、かつ、不動産業と建設業への融資に傾斜し大口化の傾向も強めました。これに加えて不動産担保に偏重して、企業実体が不明の先に融資をしたり、融通手形と疑われる手形を安易に割り引いたりしたため、バブル経済崩壊後の不動産価格の下落によってこの時期の大口融資の大半が不良債権化し(平成13年9月末期の自己査定では、貸出先上位10社のうち9社が実質破綻先もしくは破綻先です)、今般の当組合の経営破綻の最大の要因となりました。

3) 担保の徴求と評価

当組合には経営破綻に至るまで整備された担保台帳や調査表はなく、担保物件の評価は、固定資産評価証明書や路線価図などに基づいて行われず、担保物件を調査した形跡のないものもあり、また、大口案件については主に融資担当理事の主観的な判断によって行われており、全般的に担保の評価が甘くその後多額の保全不足が発生している案件が多数あります。

4) 法令違反の貸出

栃木県の検査で貸出限度額超過貸出を改善するよう指摘されながら、その後も法令違反の貸出先を増加させたり、超過貸出額をさらに増加させた融資先などもあります。その後、これらの大口貸出先はバブル経済崩壊後に相次いで破綻し多額の損失を発生させていますが、法令の遵守を怠った旧経営陣の責任は重大といわざる得ません。

5) 融資後の債権管理

融資後の債権管理も杜撰な面が多々見受けられ、第三者保証機関の保証付融資について期間内に代弁請求を怠ったため代位弁済を受けられなくなった案件、債務者破綻後も理由なく競売申立をせず放置してある案件、短

期の融資の手形貸出が漫然と書き換えを繰り返し長期化した案件など多数見受けられます。また、融資先が長期の延滞をしても仮差押や訴え提起等の法的手続を取ることがなく、結果として長期に渡り不良債権が整理・回収されないまま蓄積することになりました。

6) 関連会社、役員等への融資

当組合には関連会社等はなく、関連会社等への不明朗な融資はありませんでした。また、理事等に対する融資で不良債権化したものはなく、当組合の破綻と損害の発生に因果関係のあるものは認められませんでした。

7) 調査結果の検討

調査の結果、融資案件について旧経営陣の民事責任の有無を検討する必要があると思われる具体的な案件としては、以下の案件があります。

① 融資限度額超過貸出先に対し名義を分割して関連先に融資した案件

融資限度額超過貸出先に対する追加融資が困難となったため、法令違反を回避するため関連先に名義を分割して融資を続けた疑いのあるものがあります。そのうえ、担保の評価も適切でなく大幅な保全不足をきたしていたため、融資関連先が同時に破綻したことで多額の損失を発生させたものです。法令違反を回避する方策としてこのような方法で融資を実行したとすれば、融資担当理事やこれを追認した理事長には、任務違背や善管注意義務違反が問題となります。

② 関連グループの実体を把握せずに多額の融資を繰り返した案件等

個々の企業実体が不明な関連グループ(法人と個人)に、資金用途などを十分に確認することなく融資を拡大させ多額の不良債権を発生させたものがあります。また、融通手形と疑われる手形を割り引いた後、資金を融資してこの手形の組戻に依じたため、その後この融資の書換を繰り返すことになり、最終的にはこの融資先が破綻して損失を出したりもしています。十分な審査をしていれば損失の発生は避けられた可能性があります。

り、これらについても融資担当理事やこれを黙認していた理事長には、善管注意義務違反が疑われます。

上記の案件等責任追及の可能性のある案件は相当数見受けられますが、資金使途や杜撰な審査と損害との因果関係についてさらに明らかにする必要があり、現時点では責任の追及には至っておりません。

(2) 有価証券の運用について

1) 有価証券投資による損失

当組合は、バブル経済崩壊後は貸出金利が低下し預貸率も低下したことから、余裕資金をリスクの高い債券へ投資するようになりました。その結果、平成12年以降福建省投資企業公司円貨債券、投資信託ソロモン・ユーロ・アルファ・ポートフェリオ、アルゼンチン共和国サムライ債などで損失を出しています。

2) 調査結果の検討

これらの外国債券は、国営企業の発行する債券やストレート債ですが、カントリーリスクの高い債券で、リスク管理も行われず高クーポンの外国債券に投資して損失を発生させたことは、運用資金が顧客の預金であり安全を第一とすべきことの自覚が不十分であったと言わざる得ません。ただ、購入時に損失発生の予見可能性があったと断言するには至らず、現時点では、有価証券投資による損失について、旧経営陣の損害賠償責任を問うには至っておりません。

(3) 不祥事件について

1) 不祥事件の概略

当組合では、平成7年5月と平成9年11月に職員による不祥事件が発覚し、合計約800百万円もの損害を被ることになり、この損失の発生が組合の経営破綻の大きな要因になりました。

平成7年5月に発覚した不祥事件は、平成2年頃から当時の大金支店長が

旧顧客等の名義により架空融資を繰り返し、また、預金の裏付けなく多額の自己宛小切手を振り出すなど、架空融資と振り出した自己宛小切手の総額は309百万円にもものぼるものでした。

また、平成9年11月に発覚した不祥事件は、当時の烏山支店長が昭和50年代末から遊興費や株式投資に充てるために架空融資を繰り返し、最終的には486百万円を超える組合資金を着服横領した事件でした。

2) 不祥事件発生の原因

これらの不祥事件が発生した原因は、ひとえに内部検査態勢と融資の稟議体制が不備であったことです。これらの不備は、昭和50年代から栃木県の検査でも繰り返し指摘されていましたが、旧経営陣はこれを放置し続けました。その結果、不祥事件が相次いで発生したものです。いずれの不祥事件も単純な手口によるものでしたから、充実した内部検査を行っていたら早期に発見できた可能性は高く、旧経営陣が内部管理態勢の充実を怠った責任は重大と言わざる得ません。

3) 事後処理の問題点

また、これら不祥事件の事後処理についても、疑問があります。

平成7年の大金支店長による不祥事件では、当時の経営陣は、事件が公になると信用を損なうとして職員を告訴せず、当該職員が勝手に振出した額面合計120百万円もの自己宛小切手を、十分な調査を経ずに組合資金で支払をしたり、当該職員の資産状況に照らし完済が困難と分かりながら、損失の穴埋め資金として264百万円を職員へ貸付けて返済させた形を取るなど不祥事件による損失の発生の隠蔽を疑わせるものがあります。

平成9年の烏山支店長による不祥事件については、職員を業務上横領罪により告訴を行い、職員との間では一応示談を成立させていますが、その内容は、職員の責任の内容が明確にされておらず、当時既に贋作と疑われた絵画を代物弁済として受領している、など多くの問題を含むものでした。

6) 調査結果の検討

旧経営陣が経営者としての自覚をもって組合の内部管理に努めていれば、これらの事件は未然に防げたか、これ程多額の損失を出さずにすんだ可能性は十分にありました。また、事件発覚後の処理も、徹底した責任追及が行われず、旧経営陣は事件発覚後の損害の拡大防止と損害の回復に最善の措置をとったとは思われないものもあり、このような旧経営陣の対応は、組合の受任者として尽くすべき善管注意義務を尽くしたものとは言い難く、損害賠償責任を生じる可能性が高いものです。なお、事件の内容は複雑多岐に亘り、組合が最終的に被った損害と旧経営陣の不適切な事後処理との間の因果関係については、なお慎重な調査と検討を要するため、現時点では提訴等には至っておりません。

第4 旧経営陣に対する損害賠償請求権等の処理

以上、旧経営陣の責任追及の可能性のある事項について、融資案件、不祥事件の事前防止と事後処理において見いだされました。

ただ、旧経営陣に対する損害賠償請求の訴えを提起して責任追及を行うには、さらに調査を行う必要があり、現時点において責任追及に踏み切るまでには至っておりません。今後、株式会社整理回収機構による調査等によって新たな事実が判明する可能性もあることから、同機構において責任追及が行えるよう、従前の調査資料を同機構に引き継いだ上、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を同社に譲渡いたします。